

糸満市職員の給与・定員管理等について

お問い合わせ 給与・職員数について(1-6) 人事課 TEL840-8117
公営企業職員について(7) 水道部総務課 TEL995-2456

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

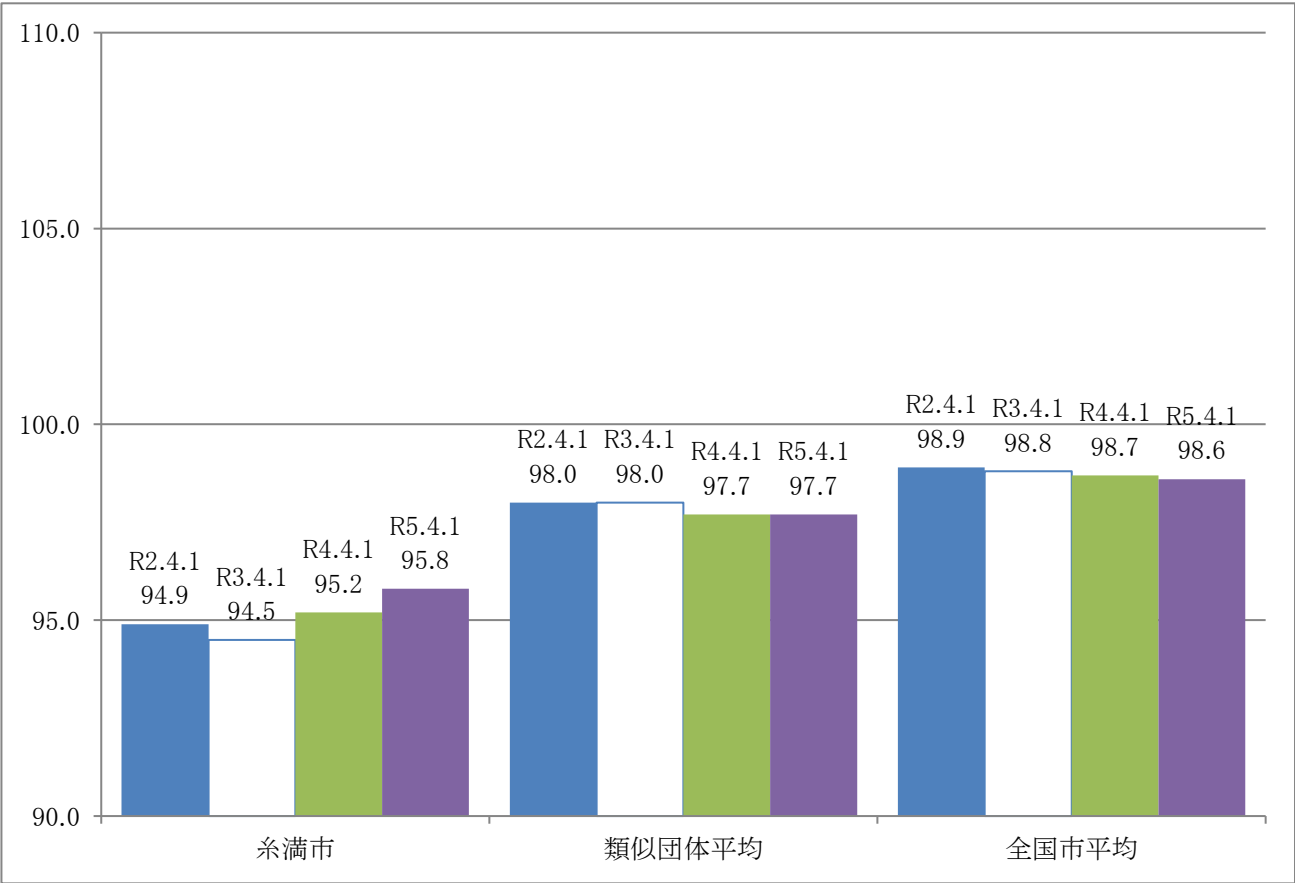
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度人件費率
令和4年度	人 62,569	千円 31,350,937	千円 437,670	千円 4,191,027	% 13.4	% 12.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 409	千円 1,377,533	千円 270,016	千円 518,340	千円 2,165,889	5,296	5,926

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)	
令和 4年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -

(参考) 国 の 改 定 率
% 改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)	
令和 4年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
月 4.40

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げ、激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施し、現給保障は平成30年3月31日をもって終了となった。

(6) 特記事項

6級以上の職員給与、0.2%引き下げ実施。(平成30年3月31日終了)

管理職手当の25%削減実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
糸満市	41.2 歳	299,587 円	343,568 円	328,072 円
沖縄県	41.9 歳	312,600 円	372,311 円	342,298 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	42.6 歳	316,217 円	378,588 円	342,607 円

②技能労務職

区 分	平 均 年 齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
糸 満 市	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円
沖縄県	55.4 歳	165 人	337,900 円	371,429 円	357,024 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円
類似団体	53.1 歳	22 人	311,160 円	335,597 円	323,089 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
3 技能労務職は、不在のため記載なし。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日)

区 分	糸 満 市	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	- 円
	中 学 卒	143,800 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

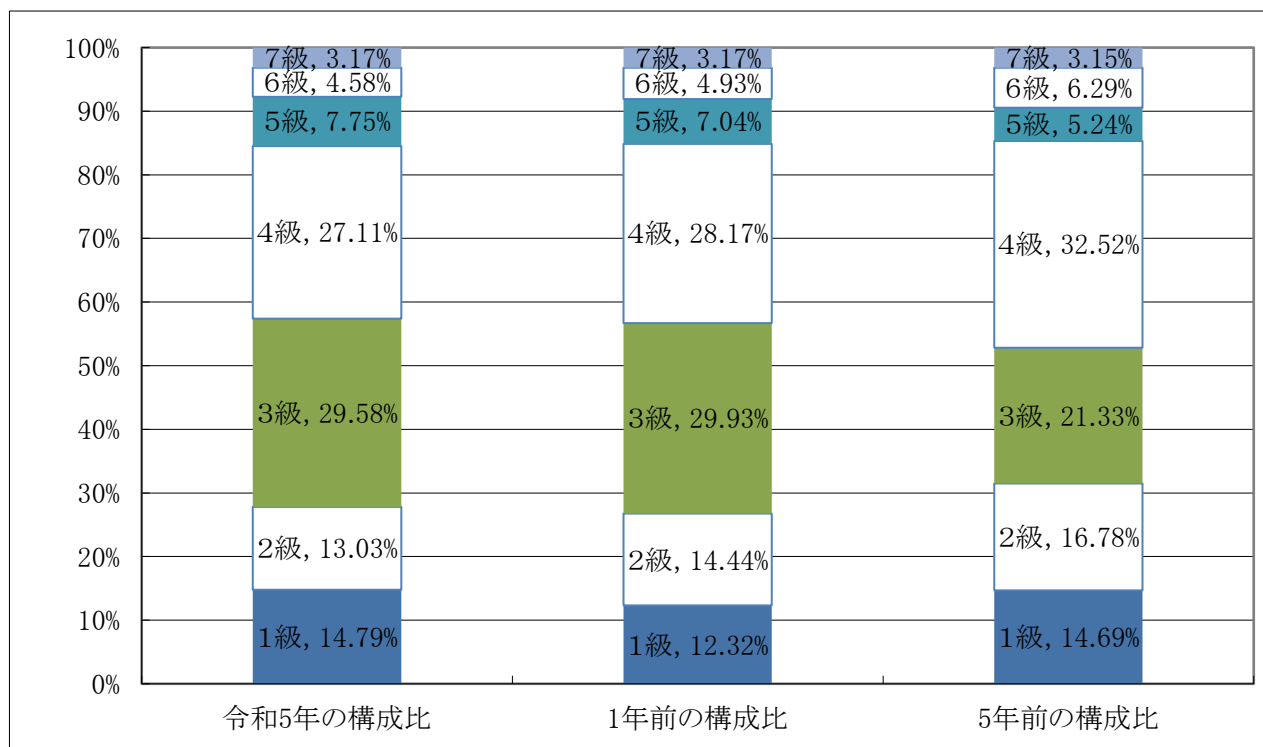
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,462 円	339,900 円	368,440 円	398,167 円
	高 校 卒	213,767 円	289,625 円	312,100 円	345,280 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

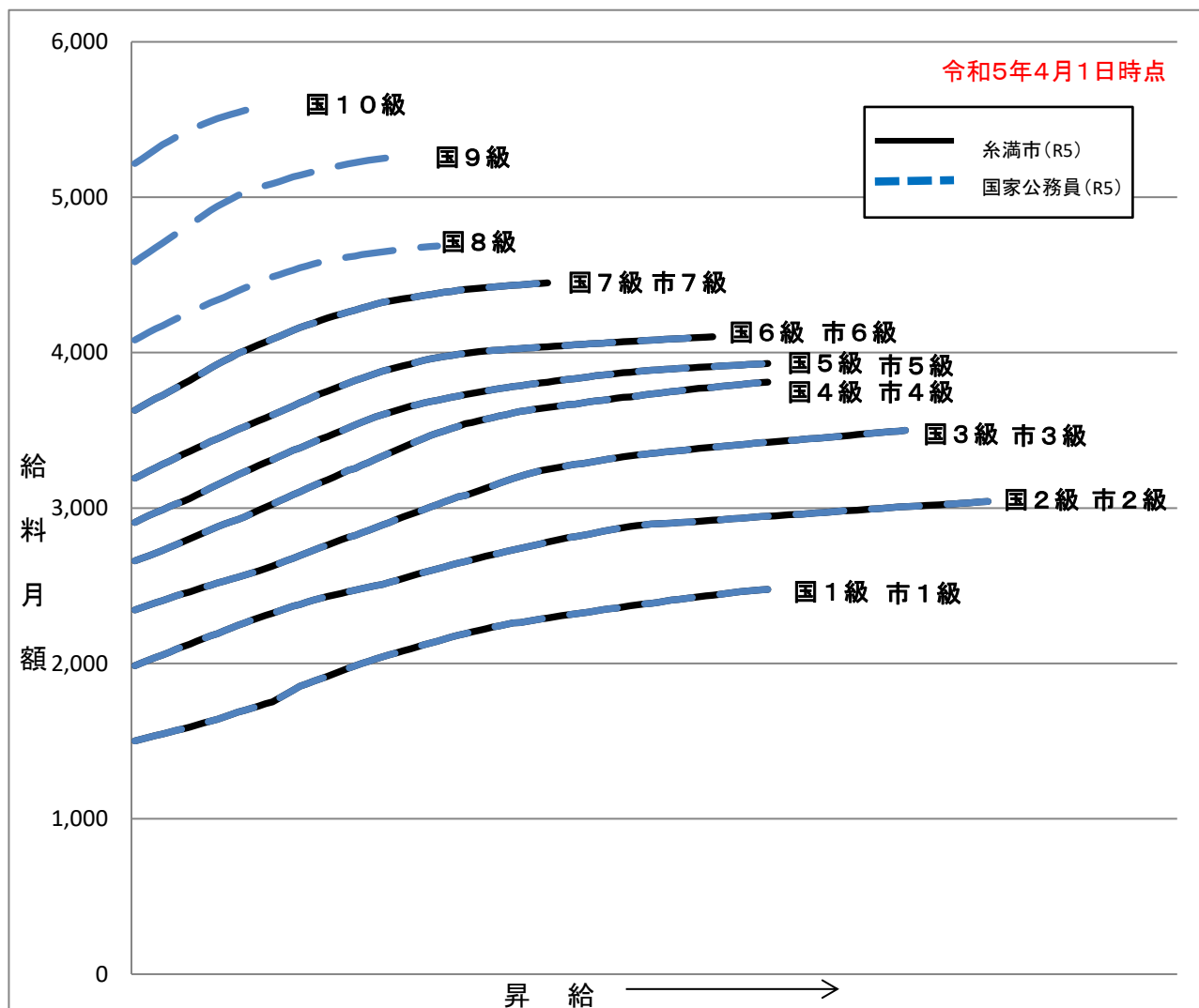
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	42 人	14.79 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主任主事	37 人	13.03 %	198,500 円	304,200 円
3 級	副主査	84 人	29.58 %	234,400 円	350,000 円
4 級	主幹・係長・主査	77 人	27.11 %	266,000 円	381,000 円
5 級	課長・副参事	22 人	7.75 %	290,700 円	393,000 円
6 級	参事・室長	13 人	4.58 %	319,200 円	410,200 円
7 級	部長・参事監	9 人	3.17 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 糸満市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

糸 満 市	沖 縄 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,289 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,642 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

糸 満 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) ・ 退職時特別昇給 無	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 10,907 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

※割愛職員は省く

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		—	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	%
	%	人	%
—	— %	— 人	%

※ 本市は地域手当該当しないため、記入無し。

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		10,915	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		75,273	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		35.5	%
手当の種類(手当数)		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	市税の徴収事務を本務とする職員		日額 250円
賦課事務従事手当	市税の賦課事務を本務とする職員		日額 150円
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件、場所の消毒その他処理作業に従事する職員		日額 800円
	感染症菌を有する家畜若しくは疑いのある家畜の防疫作業に従事する職員		日額 300円
	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずると認める作業に従事する職員		日額 4,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、上記に掲げる作業以外の作業に従事する職員		日額 3,000円
災害対策時勤務手当	糸満市災害対策本部条例(昭和48年糸満市条例第43号)の規定に基づき設置された糸満市災害対策本部より、特に勤務を命ぜられた職員		(1)1日3時間55分未満勤務の場合 日額1,000円 (2)1日3時間55分以上勤務の場合 日額2,000円
災害対策時現場出動手当	災害対策時勤務手当の受給要件を有する者で現場出動を命ぜられた職員		1回につき 300円
救急、救助、火災出動手当	救急、救助、火災活動に従事する職員		1回につき 200円
高所作業、潜水手当	梯子車のバスケット搭上下又は外壁での救助及び消火作業に従事する職員、救助及び捜索活動で潜水に従事する職員		日額 1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人を取り扱う職員		1回につき 2,000円
精神病患者及び行旅病人取扱手当	精神病患者及び行旅病人を取り扱う職員		1回につき 1,000円
福祉事務従事手当	福祉事務所に従事する現業職員で、生活保護ケースワーカー		日額 250円
派遣職員手当	姉妹都市・友好都市交流事業に基づき、引き続き1か月以上県外実務研修に派遣された職員		月額 30,000円
救急消防援助隊手当	消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第5項に規定する消防庁長官の指示を受けて、同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員		日額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	110,997	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	309	千円
支給実績(令和3年度決算)	125,733	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	324	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族のうち1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円支給。満22歳に達する日後最初の3月31日までの子を扶養する場合1人につき5,000円加算。	同じ		61,913 千円	281,424 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)28,000円	同じ		51,233 千円	289,449 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～31,600円	同じ		13,817 千円	46,058 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:41,423(55,230)円 ・次長級:35,130(46,840)円 ・課長級:30,278(40,370)円	同じ (定額制)		20,770 千円	423,879 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、()内は減額措置を行う前の金額である。※平成25年10月より25%削減になっている。

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	749,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(882,000 円)	1,000,000 円／	560,000 円
	副 市 長	641,000 円	802,000 円／	585,000 円
		(713,000 円)		
報 酬	議 長	469,000 円	535,000 円／	347,900 円
	副 議 長	419,000 円	475,000 円／	285,100 円
	議 員	396,000 円	432,000 円／	268,200 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
		3.30 月分	(役職加算15%)	
	副 市 長			
	議 長	(令和4年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.30 月分	(役職加算15%)	
	議 員			
	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 市 長	882,000×4年×500/100 = 17,640,000円	(任期毎)	
		713,000×4年×300/100 = 8,556,000円	(任期毎)	
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

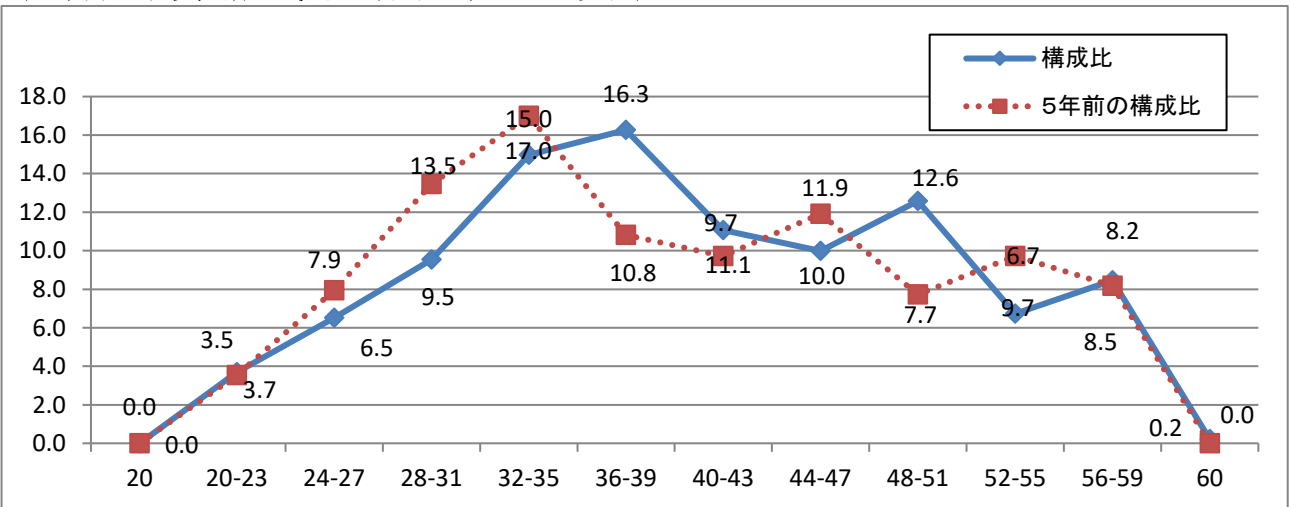
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年度	前年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	休職者の配置替え等に伴う増減
		総務	86	87	△ 1	
		税務	25	25	0	
		労働	0	0	0	
		農水	26	25	1	水産振興業務強化に伴う増
		商工	13	14	△ 1	地方創生人材派遣制度の派遣終了に伴う減
		土木	23	19	4	区画整理事業の強化等に伴う増
		民生	77	76	1	子どもへの継続的支援のための心理士配置に伴う増
		衛生	26	24	2	子ども家庭センター配置準備等のための保健師配置に伴う増
		計	283	277	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.58 人)
	教育部門	67	70	△ 3	小中一貫校事業従事職員未配置等による増減	
	消防部門	59	59	0		
	小 計	409	406	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.73 人)	
公営企業等部門	病院	0	0	0	農業集落排水事業従事職員の増	
	水道	13	13	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	10	9	1		
	その他	29	29	0		
	小 計	52	51	1		
合 計						(令和5年1月1日) 62,569 人
			461 〔 462 〕	457 〔 462 〕	4 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.68 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	17	30	44	69	75	51	46	58	31	39	1	461

※教育長を含まず再任用(フルタイム)を含む。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減	
						数	率
一般行政	269	266	268	277	283	14	5.2%
教 育	76	78	77	70	67	△ 9	△11.8%
消 防	59	58	58	59	59	0	0.0%
普通会計計	404	402	403	406	409	5	1.2%
公営企業等会計計	50	49	51	51	52	2	4.0%
計	454	451	454	457	461	7	1.5%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
※H26まで教育長を含む。H27以降含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 4年度	千円 1,312,147	千円 186,587	千円 75,475	% 5.8	% 5.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 13	千円 50,899	千円 5,772	千円 18,804	千円 75,475	千円 5,806

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員は含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

(注) 管理職手当について平成23年度から50%減額し平成25年10月より25%削減になっている

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸 満 市	47.7 歳	320,893 円	468,443 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

糸 満 市	糸 満 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1人当たり平均支給額(令和4年度)
1,446 千円	1,289 千円
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.35)月分	期末手当 2.45 月分 (1.35)月分
勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分	勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

糸 満 市			糸 満 市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.040 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.040 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.71 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
・ 退職時特別昇給 無			・ 退職時特別昇給 無		
1人当たり平均支給額		— 千円	1人当たり平均支給額		10.907 千円

※ 公営企業職員の退職手当に支給額が反映していないのは、退職前に一般行政職へ人事異動するためである。

ウ 地域手当

（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

※ 本市地域手当該当しないため、記入無し。

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		なし	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績
—	—	—	—
			左記職員に対する支給単価
			—

※特殊勤務手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	529 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	53 千円
支給実績（令和3年度決算）	998 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	111 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外 の扶養親族のうち1人 につき10,000円、父母等1 人につき6,500円支給。満22 歳に達する日後最初の3月 31日までの子を扶養する場 合1人につき5,000円加算。	同じ		2,094 千円	262,000 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有し ている職員に支給 ・借り受け(上限額)28,000 円	同じ		1,551 千円	310,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通 機関または交通用具を利用 している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期 券相当額を支給(上限額) 55,000円 ・交通用具(自家用車 等)・・・通勤距離に応じ 2,000円～31,600円	同じ		317 千円	35,222 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職 員に支給 ・部長級:41,423(55,230)円 ・次長級:35,130(46,840)円 ・課長級:30,278(40,370)円	同じ (定額制)		1,282 千円	427,333 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、()内は減額措置を行う前の金額である。※平成25年10月より25%削減になっている。

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 4年度	千円 1,032,953	千円 62,795	千円 9,764	% 0.9	% 1.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 5	千円 16,705	千円 2,011	千円 5,339	千円 24,055	千円 4,811	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員は含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

(注) 管理職手当について平成23年度から50%減額し平成25年10月より25%削減になっている

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸 満 市	41.0 歳	323,864 円	477,390 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

糸 満 市	糸 満 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,067 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,289 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

糸 満 市	糸 満 市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.670 月分 24.58688 月分 勤続25年 28.040 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.758 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) ・ 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 ー 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.670 月分 24.58688 月分 勤続25年 28.040 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.758 月分 47.70900 月分 最高限度 47.709 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) ・ 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 10.907 千円

※ 公営企業職員の退職手当に支給額が反映していないのは、退職前に一般行政職へ人事異動するためである。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		－		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		－		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
－	－	人	－	
	%		%	

※ 本市地域手当該当しないため、記入無し。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			なし	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

※特殊勤務手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	477 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	95 千円
支給実績（令和3年度決算）	889 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	178 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、配偶者以外の扶養親族のうち1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円支給。満22歳に達する日後最初の3月31日までの子を扶養する場合1人につき5,000円加算。	同じ		713 千円	237,600 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け（上限額）28,000円	同じ		618 千円	309,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給（上限額）55,000円 ・交通用具（自家用車等）・・・通勤距離に応じ2,000円～31,600円	同じ		188 千円	46,900 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級：41,423(55,230)円 ・次長級：35,130(46,840)円 ・課長級：30,278(40,370)円	同じ （定額制）		0 千円	0 円

（注） 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、（ ）内は減額措置を行う前の金額である。※平成25年10月より25%削減になっている。